事件番号　平成２５年（東）第１７５号，同第１４９０号
申 立 人　[redacted] 外，[redacted] 外
被申立人　東京電力株式会社

ご 連 絡
（Ａ３世帯）

平成２６年７月２日

被申立人代理人　弁護士　棚　村　友　博　先生
　　同　　弁護士　雫　幸　太　郎　先生

原子力損害賠償紛争解決センター
仲介委員長　安　藤　武　久
仲介委員　　丸　山　裕　司
仲介委員　　蓑　毛　誠　子

頭書事件のうちＡ３世帯についての和解案に関し，被申立人は平成２６年５月２７日付け回答書において，

①中間指針第二次追補第２の１（１）（指針）Ⅲ）②の精神的損害として，平成２９年３月までの期間について，一人月額１０万円（目安額）の賠償を認めている点

②本件事故発生後，蕨平に留まり続けた申立人について，精神的損害（中間指針第３の６）の増額（妊婦または子供につき１人１００万円，それ以外の者につき１人５０万円）を認めている点

を除いて本和解案を受諾する，

③遅延損害金についての支払いはご容赦いただきたい，

とされ，①ないし③については和解案を拒否する旨回答されております。

しかしながら，本年６月３０日の進行協議期日で説明申し上げましたとおり，本和解案は，飯舘村蕨平地区の住民である申立人らの個別具体的な事情につき，当事者双方の主張立証を踏まえ，さらに県北支所における口頭審理期日において申立人らから直接お話も伺った上で，平成２５年１月２５日の申立てから１年以上の審理期間をかけて慎重に検討した結果，最善の案として提示したものです。

本和解案はいずれも合理的なものであり，これに対する被申立人の回答は不合理であり理由がないものと考えますので，一切変更いたしません。当パネルは，被申立人に対し，全損害について和解案を受諾されるよう強く求めます。

つきましては，平成２６年７月１６日（水）までに，Ａ３世帯についての和解案に対する最終的な諾否をご回答ください。

以上